

令和8年度 特定健康診査・特定保健指導のご案内

特定健康診査（特定健診）

生活習慣病の予防を目的に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査です。
年に1度の健診で生活習慣病を予防・改善しましょう。

※費用は共済組合が負担しますので【無料】です。

※令和9年3月31日まで受診可能です。

1 対象

当該年度内の到達年齢が40歳～74歳でかつ、職員の被扶養者又は任意継続組合員及びその被扶養者

なお、**職員の被扶養者で**、当該年度4月1日の年齢が**35歳以上75歳未満の奇数年齢に該当する方に限り**、別途、通院ドックの受診案内を郵送します。（7月末発送予定。）

通院ドックを受診した場合には、特定健康診査を受診する必要はありません。

※任意継続組合員及びその被扶養者は、通院ドックの対象ではありません。

2 基本的な健診の内容

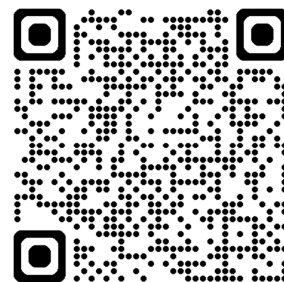
問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

3 受け方

- (1) 受診券（**ピンク色**）に「郵便番号・住所」を記入。
- (2) 健診機関を確認し、ご自身で申込。

※健診機関は、広島県ホームページ「特定健康診査・特定保健指導の受診について」をご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/11/2258-11.html>



(3) 当日の持参物

- ① 受診券（**ピンク色**）
- ② 特定健康診査の標準的な質問票
- ③ マイナンバーカード（又は資格確認書）
- ④ 前年度の特定健康診査の結果（お持ちの方のみ）

4 健診結果や問診票に基づき、後日、受診機関から生活習慣の改善に必要な情報を郵送します。

5 お願い

受診券を使わずに健康診断を受けた場合は、結果の写しを地方職員共済組合広島県支部へ提出してください。

特定保健指導

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、該当する支援レベルに応じて専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをします。

※費用は共済組合が負担しますので【無料】です。

1 対象

特定健康診査の受診結果及び判定基準に基づき、対象者に案内を郵送します。

2 受け方

受診できる機関や方法は別途、対象者の方にのみお知らせします。

3 特定保健指導を受けるメリット

受診は任意ですが、対象となられた方は、将来的な生活習慣病の発症リスクが高い状態です。指導を受けることで、生活習慣や体質の改善を目指しリスクを軽減することができます。

また、早期に生活習慣を改善することで、心臓病・脳卒中・糖尿病の発症リスクを軽減でき、将来的な医療費の削減にも繋がります。積極的な受診をご検討ください。

4 対象となる方の判定基準

腹囲	①高血圧、②高血糖、 ③脂質異常の該当数	喫煙習慣	40歳～64歳	65歳～74歳
男性 85 cm以上 女性 90 cm以上	2つ以上	—	積極的支援★	動機付け支援☆
	1つ	あり		
上記以外で BMI25 以上 (kg/m ²)		3つ	なし	積極的支援★
	あり			
	2つ	なし		
1つ	—	—		

★メタボリックシンドロームの該当者 ⇒ 「積極的支援レベル」

☆メタボリックシンドロームの予備軍 ⇒ 「動機付け支援レベル」



予防・健康づくり
推進優良組合

※当支部が保有する個人情報については、関係法令を遵守し厳重に管理します。

地方職員共済組合広島県支部（総務局福利課福利係）

問い合わせ先 (082) 513-2260